

大網白里市みどりが丘市有地活用事業における
(仮称) 子育て交流センター等整備事業
募集要項

平成29年7月27日
千葉県大網白里市

目 次

I	前提	1
1	募集要項の位置付け	1
2	提案対象及び付与される優先交渉権	1
II	事業内容に関する事項	3
1	事業の名称	3
2	事業の目的	3
3	事業の概要等	3
4	事業方式（形態）等	4
III	募集に関する事項	5
1	募集及び選定方法	5
2	募集等スケジュール（予定）	5
3	手続き	5
4	提出先及び問い合わせ先	8
5	プレゼンテーション	8
6	その他	9
IV	応募資格に関する事項	11
1	応募者の構成等	11
2	応募者の資格要件	11
3	構成員の制限	12
4	資格基準日	13
V	提案選定に関する事項	14
1	選考委員会の設置	14
2	選定方法	14
3	選定結果の公表	14
4	選定結果に付帯する条件	14
VI	提案に関する条件	15
1	市と民間事業者の業務分担イメージ	15
2	設計、建設、工事に関する条件	15
3	維持管理・運営に関する条件	15
4	費用負担	16
5	事業実施に係る責任等の分担	17
VII	その他	18
1	その他	18
別紙1	参加申込書	19
別紙2	質問書	20

I 前提

1 募集要項の位置付け

大網白里市（以下「市」という。）は、大網白里市みどりが丘市有地活用事業を進めるにあたり、平成27年度には「大網白里市みどりが丘市有地の有効活用に関する調査」を実施し、平成28年度は「大網白里市みどりが丘市有地活用事業基本計画」（以下「基本計画」という。）の策定を行い、具体的な事業実施プランの策定を行いました。

この募集要項は、基本計画に基づき、公共施設である（仮称）子育て交流センター及び交流広場（以下「本施設」という。）を整備するための事業を実施するため公募型プロポーザル方式で選定するためのものです。

平成29年6月30日付け大網白里市みどりが丘市有地活用事業実施方針（以下「実施方針」という。）及び別添の大網白里市みどりが丘市有地活用事業における（仮称）子育て交流センター等整備事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）とします。

なお、募集要項において、実施方針と相違がある場合は、募集要項に規定する内容が優先されるものとします。

2 提案対象及び付与される優先交渉権

(1) 大網白里市みどりが丘市有地活用事業の概要

募集要項等で定める大網白里市みどりが丘市有地活用事業（以下「みどりが丘市有地活用事業」という。）は、公民連携手法（Public Private Partnership。以下「PPP」という。）を用い、（仮称）子育て交流センター、交流広場、産科医院、商業施設について段階的に整備や運営等を行うものです。

(2) 募集要項の提案対象

この募集要項では、みどりが丘市有地活用事業のうち、（仮称）子育て交流センター・交流広場の整備、維持管理及び運営を対象としています。（諸条件等詳細は、「VI 提案に関する条件」を参照。）

(3) 付与される優先交渉権等

この募集要項により選定された優先交渉権者が事業契約締結に至った場合には、併せて、当該優先交渉権者は、産科医院及び商業施設の整備等事業の優先交渉権者となります。

ただし、産科医院の優先交渉期限は、1ヶ月間とします。交渉がまとまらなかった場合は、12月上旬から改めて実施方針を公表し、その後募集することとします。

(4) みどりが丘市有地活用事業のスケジュール

子育て交流センター及び交流広場他は、後述「Ⅲ 募集に関する事項」を参照としてください。

日 程		スケジュール
産科医院及び商業施設他		
平成 29 年	12 月 上旬	実施方針の公表（産科医院他）
	12 月 中旬	実施方針に関する個別対話
	12 月 下旬	募集要項、要求水準書、審査基準の公表
平成 30 年	1 月 中旬	募集要項等に関する説明会の開催
	1 月 中旬	募集要項等に対する個別対話
	1 月 中旬	募集要項等に関する質問受付・回答
	1 月 中旬	参加表明書、資格審査書類の受付締切
	1 月 下旬	提案書の提出締切
	2 月 上旬	優先交渉権者の決定
	2 月 上旬	基本協定の締結
	2 月 上旬	事業契約の締結
平成 31 年	1 月 下旬	竣工（産科医院他）

Ⅱ 事業内容に関する事項

1 事業の名称

大網白里市みどりが丘市有地活用事業における（仮称）子育て交流センター等整備事業（以下「本事業」という。）

2 事業の目的

本事業では、市内で人口が増加しているみどりが丘地区において、PPPにより、出産・子育て・買い物などの魅力ある生活環境を整備するとともに、当該環境を適切に維持管理することで、子育てをする若い世代を呼び込み、地域の活性化を図ることを目的とします。

また、本事業の情報を発信していくことで、子育て世代にとって魅力的なまちづくりをアピールし、子育てをする若い世代の移住・定住に結びつけるとともに、多世代が交流・共生するまちづくりも目指すものとします。

3 事業の概要等

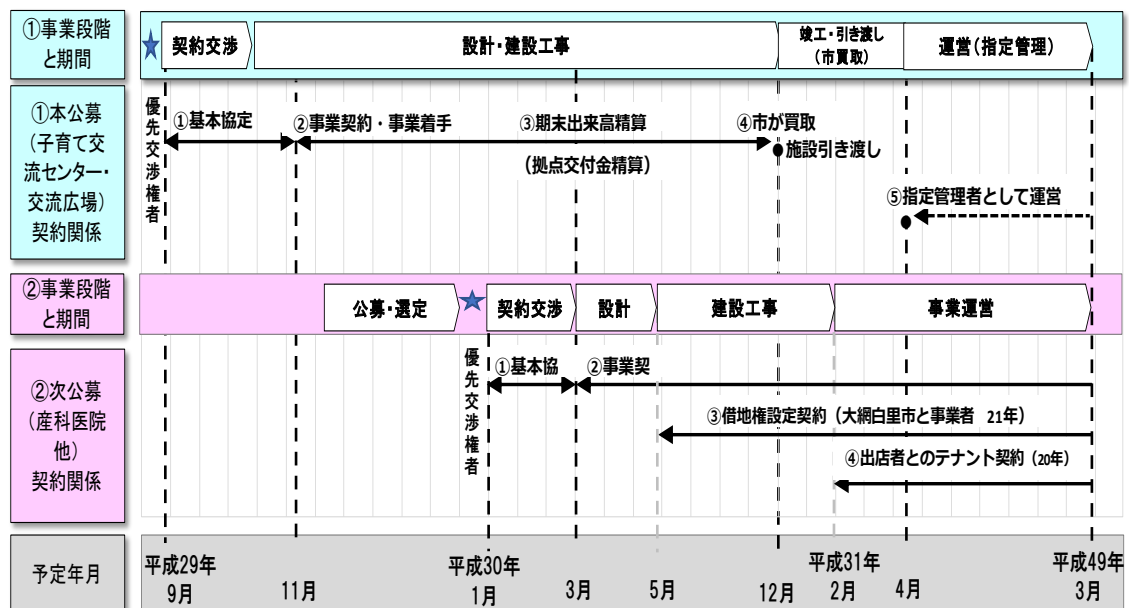
(1) 事業の概要

みどりが丘地区の小学校児童数が急増している現状に対応するため、学童保育、児童館、子育て相談、母子交流機能等を備えた複合機能施設として、（仮称）子育て交流センターを整備します。

当該施設及び当該施設の外構については、事業者が市有地に整備後、市が買い取ります。

その後、本施設の維持管理・運営は、市が当該施設を整備した事業者を指定管理者として指定した上で実施します。

(2) 事業スケジュール予定



4 事業方式（形態）等

(1) 事業スキーム

（仮称）子育て交流センター及び交流広場は、既存の市有地を市が保有したまま、当該土地を活用し事業を進めます。

特別目的会社（Special Purpose Company。以下「SPC」という。）等の民間事業者は、本事業におけるすべての建築物及び外構の建設、造成を自らの資金調達により行い、工事完成後に一括して市に売却・移管します。

市は、移管された公共施設を公の施設として整理し、当該施設にかかる業務について指定管理業務を明らかにした上で、今回の公募により選定され、契約に至った SPC 等の民間事業者を指定管理者として指定することを想定しています。

つまり、公の施設部分について、建設・資金調達を民間事業者が担い、完成後は所有権を市に移転し、その後は一定期間、維持管理・運営を同一の民間事業者に委ねる方式（いわゆる BTO 方式）をとります。

事業全体を通して、行政、民間（企業）、市民（NPO 等）等が多種多様な形で連携・協力し、より良い公共サービスを提供していくことを想定しています。

(2) 契約の枠組み

優先交渉権者と市との協議等を経て、基本協定・事業契約を締結し、本事業に着手します。

①基本協定

優先交渉権者決定後、速やかに、市と優先交渉権者は、事業契約締結に向けた双方の協力義務等を定めた基本協定を締結します。

優先交渉権者との協議が整わない場合、市は次順位交渉権者と協議し、協議が整った場合には、次順位交渉権者と基本協定を締結します。

②事業契約

基本協定の締結後、市と基本協定締結相手方である民間事業者は、協議を経て、事業契約を締結します。事業契約では、本事業の実施にかかる市と契約締結相手方である民間事業者の業務分担・リスク分担等に関する事項を規定する予定です。

Ⅲ 募集に関する事項

1 募集及び選定方法

公募型プロポーザル方式により民間事業者の募集及び選定を行います。民間事業者の選定は、後述「Ⅴ 提案選定に関する事項」によります。

2 募集等スケジュール（予定）

日 程		項 目
平成 29 年	6 月 30 日（金）	実施方針の公表（子育て交流センター他）
	7 月 13 日（木）	実施方針等に関する個別対話
	7 月 27 日（木）	募集要項、要求水準書、審査基準の公表
	7 月 31 日（月）	募集要項等に関する説明会の開催
	8 月 3 日（木）	募集要項等に関する質問 受付開始
	8 月 10 日（木）	募集要項等に関する質問 受付締切
	8 月 17 日（木）	募集要項等に関する質問 回答
	9 月 7 日（木）	参加表明書、資格審査書類の受付締切
	9 月 26 日（火）	提案書の提出締切
	10 月 4 日（水）	プレゼンテーション
	10 月 6 日（金）	優先交渉権者の決定
	10 月 10 日（火）	基本協定の締結
	11 月 6 日（月）	事業契約の締結
11 月 7 日（火）	本施設の事業着手	
平成 30 年	3 月 30 日（金）	期末出来高精算
	12 月 21 日（金）	本施設の竣工・市買取
平成 31 年	4 月 1 日（月）	指定管理者として運営開始

3 手続き

(1) 募集要項、要求水準書等に関する説明会の開催

①開催日時

平成 29 年 7 月 31 日（月） 14 時～15 時 30 分

②開催会場

大網白里市中央公民館 1 階講堂（市役所本庁舎敷地内）

③参加申込

別紙 1 「募集要項、要求水準書、審査基準に関する説明会 参加申込書」に必要事項を記入し、Eメールにより提出してください。

また、件名は「大網白里市みどりが丘市有地活用事業 募集要項等に関する説明会 参加申込・●●」（●●は提出企業名）としてください。

④申込期限

平成 29 年 7 月 28 日（金）

⑤送付先

kikakuseisaku@city.oamishirasato.lg.jp

⑥参加人数

1社3名以内としてください。

(2) 募集要項、要求水準書等に関する質問の受付及び回答

①質問の受付

受付開始 平成29年8月 3日(木)

受付締切 平成29年8月10日(木)

②質問の方法

別紙2「募集要項、要求水準書、審査基準に関する質問書」に必要事項を記入し、Eメールにより提出してください。

件名は「大網白里市みどりが丘市有地活用事業に関する質問：●●」(●●は提出企業名)としてください。なお、他の方法による質問は受け付けません。

③送付先

kikakuseisaku@city.oamishirasato.lg.jp

④質問に関する回答

平成29年8月17日(木)(予定)に市公式ホームページで回答します。なお、質問を行った企業名は公表せず、また、意見表明と解されるものには回答しないことがあります。

(3) 追加資料の公表

市は、募集要項等のほか追加資料を公表することがあります。この場合は市公式ホームページで公表します。

(4) 提案書等の提出

各様式の記載方法や提出方法については、様式集の提案書等(以下「提案書」という。)の作成上の留意点や各様式に記載する備考等を参照してください。

提案書には、本事業の提案のほか、(仮称)子育て交流センターの指定管理に関する事項及び実施方針に示された交流広場・産科医院・商業施設等に関するゾーニングと考え方を含めて提案ください。

①提案書(応募書類)及び部数

資料名	内容	様式	綴じ方	部数
提出届・資格審査書類	正本	様式2及び添付資料	A4縦ファイル	1
	副本	様式2		1
資格審査の付属資料	応募企業(応募グループの場合は構成員全社分)の会社概要(現在事項全部証明書、会社案内(パンフレット)、定款、主要業務実績リスト、実績リスト) ※本事業を実施するに当たり、本事業の実施のみを目的とする新たな会社(会社法(平成17年法律第86号)に基づく株式会社とす	任意	A4縦ファイル	2

	る。)を設立して事業を実施する場合は、応募時点でその旨を記載のこと			
	応募企業（応募グループの場合は構成員全社分）の決算書（直近3期分の貸借対照表、損益計算書、個別注記表） ※連結決算を行っている場合は、直近1期分の決算書も提出のこと ※会計監査人の監査を得ていない企業については、上記の決算書のほか販売費及び一般管理費内訳書並びに製造原価報告書に相当するもの、親会社の連結決算書も提出のこと	任意		
	設計業務を行う企業について、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていることを証明する資料	—		
	建設業務を行う企業の設計実績を証明する資料	—		
	建設業務を行う企業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく建築一式工事の特定建設業許可を受けていることを証明する資料	—		
	建設業務を行う企業の建設実績を証明する資料	—		
	維持管理業務を行う企業について、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2に基づく事業の登録を受けていることを証明する資料	—		
	維持管理業務を行う企業の維持管理業務実績を証明する資料	—		
	応募企業（応募グループの場合は構成員全社分）の納税証明書又は未納のないことの証明書 ※国税については9号書式その3の3 ※法人事業税（特別税含む）は本店所在地のもの ※大網白里市税（市内に本社又は事業所がある法人のみ）については次のもの 1. 大網白里市法人市民税 申込み時点の年度を含む過去2ヶ年分の納税証明書 2. 固定資産税（償却資産を含む。） 申込み時点の年度を含む過去2ヶ年分の納税証明書		A4 縦 ファイル	2
提案書 (正本)	提案書の内容は次のとおりとします。 ①事業計画に関する提案書 （ア）事業の基本コンセプト （イ）事業実施体制、事業リスク、地域経済への配慮 （ウ）施設計画提案概要	A3 横 様式任意 15枚以内		1

	<p>(エ) 全体のゾーニングの提案（産院、商業施設、道路等全体のゾーニングとする）</p> <p>②施設計画に関する提案書 (ア) 設計・建設業務計画 [実施工程表] (イ) 公共施設の各機能計画及び利用動線 (ウ) セキュリティ、景観、環境(省エネルギー、CO2削減等)、周辺生活環境</p> <p>③図面集 (ア) 外観パース (イ) 配置図及び平面図</p> <p>④維持管理に関する提案書 (ア) 維持管理に関する業務の実施計画 (イ) 修繕・更新業務計画 (ウ) 子どもたちの健全な育成に関する活動とエリアマネジメント</p> <p>⑤価格及び資金計画に関する提案書 本施設の設計、工事、施工管理費用 本施設の維持管理費、資金調達計画</p> <p>⑥自由提案書 産科医院、商業施設等に対する提案</p> <p>※詳細は、「審査基準書」・「様式集」を確認のこと</p>			
提案書 (副本)	副本			12

②提出期限

平成29年9月26日（火）の17時まで

③提出方法

窓口持参もしくは郵送してください。

4 提出先及び問い合わせ先

本募集要項に関する問い合わせ先は、次のとおりとします。

大網白里市企画政策課みどりが丘市有地整備室

担当：戸田

住所：〒299-3292 千葉県大網白里市大網115番地2

電話：0475-70-0348

FAX：0475-72-8454

E-mail：kikakuseisaku@city.oamishirasato.lg.jp

5 プレゼンテーション

(1) 実施日・場所

①開催日時

平成29年10月4日（水）

※市が指定した時間（後日通知）で事業者ごとに実施します。

②開催場所

大網白里市本庁舎別棟 2階 大会議室
大網白里市大網 1 1 5 番地 2

③待機場所

大網白里市役所本庁舎 2階ロビー

※プレゼンテーション開始 10 分前に声かけを行うので、それまで指定された待機場所にて待機することとします。

(2) プレゼンテーション

①説明者

5名以内とします。

②所要時間

1時間以内とします。(説明 30分、質疑応答 30分)

③使用機器等

プロジェクター及びスクリーンは市が用意します。パソコンは持参してください。

6 その他

(1) 費用の負担

応募に必要な費用は、応募者の負担とします。

(2) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出した提案書等に虚偽の記載がある場合は、応募を無効とします。

(3) 使用言語及び単位

本事業に関して使用する言語は日本語とし、使用する単位は計量法に定めによるものとします。

(4) 資料等の取扱い

市が配布する資料等は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

(5) 著作権及び情報公開

提案書等の著作権は、応募者に帰属しますが、当該著作物であっても「大網白里市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となり、情報公開請求があった場合は同条例に定める非公開情報（個人情報や、公開すると法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）が記載されている部分を除き、原則公開となります。

なお、本プロポーザルによる選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、そのおそれなくなった時期に公開するものとします。

また、未公表の著作物（市と契約締結した事業者の提案書等は除く）について、著作者から公開に同意しない旨の申し出があった時は、情報公開請求があっても原則非公開とします。

(6) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、複数の提案を行うことはできません。

IV 応募資格に関する事項

1 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとします。

- (1) 応募者は、本事業を行う企画力、資本力等経営能力を備えた単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とし、この場合、代表企業を定めることとします。
- (2) 応募企業又は応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員となることはできません。
- (3) 提案書等提出以降における応募企業又は応募グループの構成員の変更及び追加は市の了承を得て行うことができます。

※本事業を実施するに当たり、本事業の実施のみを目的とする新たな会社（会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社とする。）を設立して事業を実施する場合は、応募時点でその旨を記載してください。

2 応募者の資格要件

応募者の資格は次のとおりとします。

- (1) 本事業に応募する企業は、事業敷地の借地及び本事業全体をマネジメントできる資力と企画力を有する者であること。
- (2) 設計業務を行う企業は次の要件を全て満たしていること。
 - ①建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - ②過去10年以内に提案内容と同等規模以上の公共施設の設計実績があること。
- (3) 建設業務を行う企業は次の要件を全て満たしていること。
 - ①建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
 - ②建設業法第3条第1項に基づく建築工事業にかかる建設業の許可を受けた者のうち、総合点数が700点以上の者であること。
 - ③過去10年以内に提案内容と同等規模以上の公共施設の施工実績があること。
- (4) 維持管理業務を行う企業は次の要件を全て満たしていること。
 - ①建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第8号に掲げる事業の登録を受けていること。
 - ②過去10年以内に提案内容と同等規模以上の公共施設の維持管理業務実績があること。

(5) 指定管理者として本施設に必要な運營業務を行う企業は次の要件を全て満たしていること。

- ①子育て支援などの実績を有していること、又は本事業内容について、他の自治体などで提供実績を有していること。
- ②業務を実施するに足る資格を有していること。
- ③児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業の業務実績があること。

3 構成員の制限

次のいずれかに該当する者は、応募企業又は応募グループの構成員となることはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされている者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者。
- (6) 市から現に指名停止措置又は入札参加排除措置を受けている者。
- (7) 過去1年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (8) 過去2年間の大網白里市における市税を滞納している者。
- (9) 大網白里市暴力団排除条例（平成24年条例第15号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者。
- (10) 選考委員会の委員が属する企業。

4 資格基準日

上記2及び3の参加資格確認基準日は、提案書等の提出時から基本協定の締結時に至るまでの期間とします。

V 提案選定に関する事項

1 選考委員会の設置

外部委員及び大網白里市職員で構成される選考委員会を設置し、提案書等の審査を行い、最優秀提案及び次順位提案を選定します。

2 選定方法

選考委員会が、資格要件、要求水準への適合、企業の財務状況の安定性・実績、事業の総合計画、設計・建設計画、維持管理計画、運営計画等と価格に関する提案を、別に定める選定基準に沿って総合的に評価し選定します。

選定においては、優先交渉権候補者及び次順位交渉権候補者を決定します。市は、優先交渉権者との協議が整わない場合、次順位交渉権者と協議します。
※選定基準は別途提示します。

3 選定結果の公表

選定結果は各応募者に個別に通知するほか、市公式ホームページにて公表します。

4 選定結果に付帯する条件

この募集要項により選定された優先交渉権者が事業契約締結に至った場合には、併せて、当該優先交渉権者は、産科医院・商業施設の整備等事業の優先交渉権者となります。ただし、産科医院の優先交渉権には一定の期限を設けます。

VI 提案に関する条件

1 市と民間事業者の業務分担イメージ

想定される市と民間事業者の業務の役割分担のイメージは、次のとおりです。役割分担については、市と優先交渉権者とで協議を行い整理します。

(業務の役割分担)

主要分類	主な業務項目	役割分担		
		公共施設部分		
		市	事業者	
施設の設計、建設業務	公共施設部分の性能規定	●		
	設計		●	
	建設		●	
	工事監理		●	
	各種申請		●	
	登記	●		
	什器・備品の調達		●	
	その他工事に係る業務（警備、清掃等）		●	
維持管理業務 (保守、簡易修繕、 清掃、警備等)	施設の維持管理		●	
運営業務	(仮称) 子育て 交流セン ター	学童保育業務		●
		放課後子ども教室業務		●
		子育て支援業務		●
		図書コーナー業務		●
		多目的室の運用		●
外構の設計、土木工事	設計		●	
	工事		●	
	工事監理		●	
	各種申請		●	

2 設計、建設、工事に関する条件

募集要項と合わせて公表する要求水準書に記載されている条件とし、関係法令及び施行令、施行規則、条例、規則等の遵守、市の上位計画との整合、周辺市街地への影響を配慮した市街地環境に支障ない計画を目指すものとします。

3 維持管理・運営に関する条件

(1) 維持管理業務及び運営業務の実施

指定管理者は、要求水準書に従い、維持管理業務及び運営業務を実施するものとします。

(2) その他

その他の維持管理に関する条件は、本募集要項と合わせて公表する要求水準書に記載されている条件とします。

4 費用負担

(1) 建設工事代金

市は本施設竣工・引渡し後、子育て交流センター及び交流広場の施設建設に係る設計及び建設・工事監理業務等の対価として民間事業者に支払います。

なお、対価の総額は、次に示す予定価格以下であることを条件に、民間事業者が提案する額とします。

施設建設に係る設計及び建設・工事監理業務等の費用の予定価格

547,900,000円

(上記金額には消費税、地方消費税額を含みません。)

本施設建設に係る設計及び建設・工事監理業務等の費用については、債務負担行為の設定を予定しています。

(本施設建設に係る設計及び建設・工事監理業務等の費用の構成)

支払いの対象となる業務	
①施設建設相当額	a. 基本設計及び実施設計業務
	b. 工事監理業務
	c. 建設業務
	d. 建築確認申請等の手続き業務及び関連業務
②外構及び交流広場 工事相当額	a. 基本設計及び実施設計業務
	b. 工事監理業務
	c. 土木工事業務
	d. 工事確認申請等の手続き業務及び関連業務
③その他業務費	保険料、工事期間金利、公租公課、清掃業務、警備業務他

(2) 指定管理料^{※1}

市は本施設竣工・引渡し後、民間事業者を指定管理者として指定し、維持管理業務及び運営業務を実施します。

なお、指定管理料は、施設の規模等が明確になり、また、指定管理にかかわる仕様が確定次第、協議するものとします。

※1 指定管理料

本事業の運営に要する費用の総額（事業の運営に要する費用の総額を合理的に見積もった額）から本事業の利用に係る収入の総額（利用料金収入）を控除した残額を指定管理料とする。なお、自主事業収入については、市と協議します。

(指定管理業務の業務分担イメージ)

項目	指定管理者	市
① 使用許可に関すること	●	
② 施設設備の維持管理(清掃等を含む)	●	
③ 機械設備の保守点検	●	
④ 敷地内の環境保全	●	
⑤ 安全衛生管理	●	
⑥ 物品の保管・管理	●	
⑦ 利用促進事業の企画、運営	●	
⑧ 本施設設備の修繕	●	
⑨ 本施設設備の大規模な修繕		●
⑩ 事故、火災等による本施設の損傷(事案による)	●	●
⑪ 不可抗力、施設の瑕疵に基づく本施設利用者の被災に対する責任		●
⑫ 施設の管理上の瑕疵に基づく本施設利用者の被災に対する責任	●	
⑬ 火災共済保険加入		●
⑭ 包括的な管理責任		●

5 事業実施に係る責任等の分担

市と民間事業者のリスク分担は、別途配付の事業契約書(案)を参考にしてください。

なお、詳細な事業実施に係る責任の分担については、優先交渉権者決定後、市と優先交渉権者との協議により明確にすることとします。

VII その他

1 その他

(1) 費用負担

提案書等の作成等、応募に必要な費用は、応募者の負担とします。

(2) 虚偽の記載

応募者が提出した提案書等に虚偽の記載がある場合は、応募を無効とします。

別紙1 参加申込書

募集要項、要求水準書、審査基準に関する説明会 参加申込書

平成 年 月 日

大網白里市長 金坂昌典 あて

「みどりが丘市有地活用事業」における募集要項、要求水準書等に関する説明会への参加を希望します。

企 業 名		
企業所在地		〒
担 当 者	所属部署・役職	
	氏 名	
	電話番号	
	F A X 番号	
	Eメール	
参 加 者	① 職 氏名	
	② 職 氏名	
	③ 職 氏名	

※担当者は、連絡先となる方を記入してください。

※会場の都合上、参加人数を3名以内とします。

別紙2 質問書

募集要項、要求水準書、審査基準に関する質問書

平成 年 月 日

大網白里市長 金坂昌典 へ

意見者名	(企業名)	
(代表企業)	(代表者)	
連絡担当者	(企業名)	
	(所属部署)	(担当者名)
	(所在地) 〒	
	(電話番号)	(FAX 番号)
	(Eメール)	

[質問内容]

※意見は、具体的に記入し、「ページ」「項目」を必ず明記してください。